

12・4判決に対し 規制委はガイドの改訂で逃亡を図る

判決を生かす各地の運動をつくり集約して対抗しよう

大飯原発に関する 12・4 大阪地裁判決から早くも控訴期限の 2 週間が経ち、国は期限前日の 17 日に大阪高裁に控訴した。控訴理由は未だ明らかにされず、50 日の期限内に出されるはずだが、判決に対する基本的な考え方は 16 日の原子力規制委員会で作られている。早くも 17 日には、その見解をもって規制庁の山本地域原子力安全調整官が福井県を訪れ、18 日には県内各立地市町に出向いて説明をしている。この 16 日の規制委の見解及び 9 月からの事実上判決に備えた動き、さらに判決後に示された規制委の考え方について以下で批判する。

1. 規制委の 12 月 16 日見解批判

原子力規制委員会は 12 月 16 日に「基準地震動の策定に係る審査について」を公表した。この文書では「判決」には直接触れていないが、山本調整官の説明からも「判決に関連して」だされたものである。判決の実質的な焦点は「平均値としての地震規模（地震モーメント）をそのまま用いており、ばらつき効果を上乘せする要否の検討なし」という点にある。これが調査審議・判断に過誤・欠落があったとされたまさにその内容だからであり、この過誤・欠落が基準地震動に関する今回の審査問題の中核をなしているからである。

この規制委の 12 月 16 日文書における本質的な内容は次の点である。「1. 基準地震動の策定に係る審査の基本的考え方」において「審査では、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数値を上乘せする方法は用いていない。このような方法は、強震動予測レシピで示された方法ではなく、かつこのような方法の科学的根拠を承知していないからである」と述べている。

まず第 1 文では、「ばらつき」を考慮していないことを自認している。自らの地震動審査ガイドに「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」（ばらつき条項）と明記されているのに、その条項は無視していることを公然と認めている。このような開き直った態度は、後で述べるガイド改訂と関連しているように思えるが、はたして控訴審や社会的に通用するだろうか。

第 2 文では、「ばらつき」の考慮がレシピに書かれた方法ではないと指摘している。確かにレシピには書かれていないが、自ら作成したガイドに書かれているのである。このガイドは、福島事故を受けての検討小委員会における 13 回の審議を経てパブコメにかけられ確定したものである。その過程で第 9 回及び第 10 回の会合で川瀬委員及び入倉主査によって、平均値ではなくばらつき効果の上乘せが必要であるとの意見が出され、それを受けてばらつき条項が新たに付加されている。レシピを口実に持ち出す姿勢は、自ら作成したガイドをないがしろにするものである。

第 2 文の 2 番目では、「ばらつき」を考慮する方法の「科学的根拠を承知していない」と述べているが、これは「ばらつき」の標準偏差を知らないと言っているのと同じで、自らの無知をさらけ出しているのに他ならない。このような規制委員会に審査をする資格があるのだろうか。

2. 敗訴を予見したような、ガイドの方を改訂しようとする動き

裁判が 9 月 16 日に結審した直後の 9 月 23 日の規制委員会で、「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について - 意見・提案の収集結果と今後の進め方」が規制庁から

提案され了承されている。その中では「記載の具体化・表現の改善の検討が必要なもの」として次が挙げられている。「51 震源特性パラメータの設定/対象：基準地震動等審査ガイド/『経験式が有するばらつき』とあるが、経験式にばらつきを加えるという誤解を与えるため、記載を修正する」。この問題は非公開の10月21日の規制委員会臨時会議で検討されたようであり、さらに10月28日の規制委員会に引き継がれ「(臨時会議で)規制要求の内容に誤解を生じるおそれがあり表現の改善に早期に取り組むことが必要であることにつき了解されたことから、以下のものに取り組む」として、上記No.51の課題が再掲されている。まるで敗訴を予見したようなあわただしい動きを規制委員会は見せている。



3. 判決に反発する規制委員会の考え方の批判

12月4日に判決が出された後、8日の非公開会合を経て9日の規制委員会でも最後に番外の議論があった。地震担当の石渡委員がまず「経験式には当然ばらつきがあるわけです」と認めながら、それがガイドのフローチャートに書かれていないので、代わりに「不確かさ」で見ていると述べている。なぜ本文に書かれていることがフローチャートに書かれていない方を問題にしないのだろうか。「不確かさ」は「ばらつき」とは別の問題だということは判決が詳細に述べている。

次に熊本地震が経験式からずれるような地震ではないことを確認していると述べているが、それは「ばらつき」とは別問題である。入倉・三宅式のもつ「ばらつき」は、入倉・三宅データセット(集合)の枠内で規定されるのであって、そこにはない熊本地震とは関係がない。熊本地震との比較はそれなりの意味はあるにせよ、「ばらつき」の考慮とは別問題である。

また、更田委員長は同じ場とその後の記者会見で、経験式の入力値(断層面積)と出力値(地震モーメント)を問題にしている。「ばらつき」を考慮して出力値に上乘せするやり方を「叩き売り」と称し、「通常は入力するデータが十分保守的な値を与えるようにということで、入力する値に対して不確かさを考慮して、その経験式を用いてその結果を適用するというやり方を取るわけです」と述べている。このような「ばらつき」を「不確かさ」でカバーするような考え方はまさに判決が厳しく批判している点である。そして実際にも、856ガルという最大加速度を与える場合の入力値である断層面積は、不確かさを考慮しない基本ケースと同じ値であるので、更田氏の論は的外れである。

4. 判決を最大限生かすよう各地で運動を起こし、その力を集約して国に立ち向かおう

今回の判決は、大飯3・4号について審査の過程に過誤・欠落があると判定したが、その効力はすべての原発ばかりか、ガイドを参考に用いたすべての原子力施設(ガイドの適用範囲で規定)に及ぶという普遍的な意義をもつ。だからこそ規制庁はあわてて福井県や美浜町などに説明にでかけているのである。それゆえ規制委に対する闘いの場は、大阪高裁はもちろんのこと、すべての原発や核燃料サイクル関連施設のある立地地域・自治体等にも広がらざるを得ない。むしろそのことを意識的に捉えて相手の動きを監視し、具体的に対処する方向をとって行こう。

例えば、美浜3号の場合は大飯原発での評価方法がそのまま当てはまり、「ばらつき」として1標準偏差を考慮すると、現行最大993ガルが1,330ガルに跳ね上がる(6頁参照)。この事実は審査で見逃がされているので、美浜3号の再稼働は許されないと主張することができる。このような評価を各原発と再処理施設や中間貯蔵施設等について、一つひとつ具体的に進めていく必要がある。それだけでなく、その評価に基づいて、国の一方的説明をただ聞くだけでなく、やりとりができるような場を設定するよう、今後一層各立地自治体や避難元自治体等に要求していこう。このような各地の運動を集約して、規制委に対抗する大きな力を形成していこう。